



# 東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

20世紀初頭大阪の小学校教育の実相と鈴木治太郎の  
「個性の差」に応じた教育実践：  
大阪府師範学校附属小学校「特別教室」の実践を中  
心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2013-05-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川,衣紀, 高橋,智 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2309/132625">http://hdl.handle.net/2309/132625</a>

## 20世紀初頭大阪の小学校教育の実相と 鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践

—— 大阪府師範学校附属小学校「特別教室」の実践を中心に ——

石川衣紀\*・高橋 智\*\*

特別支援科学講座

(2012年9月14日受理)

### 1. はじめに

2007年度より特別支援教育制度が本格的に開始され、幼小中高校に在籍する障害や特別ニーズを有する子どもへの各種の特別な教育的配慮の拡充がめざされてきている。そして今日の市場化・規制緩和、構造的不況や失業・不安定雇用等のなかで生じている「格差・貧困」の問題に対して、特別支援教育・特別ニーズ教育は新たな課題と向き合うべき状況にある。そのひとつが「子どもの貧困」の問題である。なかでも障害や教育環境の制約に伴う発達困難への多様な特別な教育的配慮（特別支援教育、特別ニーズ教育）の保障といった「教育の貧困」への対応という視点からも「子どもの貧困」を捉えていくことが不可欠であると考えている。

こうした子どもの「生活と教育の貧困」という視点を持ち、戦前期の大阪市の教育救済事業や小学校特別学級編制などの先駆的取り組みを行っていた人物として鈴木治太郎（すずき・はるたろう、1875～1966）を挙げることができる。鈴木は専ら「鈴木・ピネ式知能検査法」の開発者としてのみ知られているが、彼が生涯になした活動は多岐にわたり、大阪府師範学校附属小学校「特別教室」での学業不振児教育の実践（1906年）、1920年代の大阪市視学として「細民密集地帯・水上生活者地帯」の不就学問題実態調査や特別学級編制の計画・実施および知能検査法の開発・標準化、1930～40年代の大阪市立児童教育相談所および大阪市立思斉学校（日本で最初の公立知的障害学校）の開設・運営という一連の活動を通して、子どもの生活と教育における多様な「貧困」に対応した特別な教育的配慮のシステム開発とその理論的支柱としての「適能教育論」の構築に努めた人物であった。

鈴木の提起する適能教育論とは「人ノ智能ニハソノ天分ニ著シイ差違ガアリ、人々は各々其の素質に適する教育を受け」て「社会の適所に、各個人を織り込み、各其の生の本分を完うせしむる」という考え方である。鈴木は適能教育論が子どもの「個性の差」「個人性」に応じた教育を行うという視点から出発し、その対象は学業不振児だけではなく、都市下層社会に生活する子ども、知的な遅れをもつ子ども、「優秀智能児」と多岐に渡り、それぞれに応じた教育形態を通常の小学校教育の枠組みの内外に構想・実現した。このように適能教育論にもとづいて鈴木が取り組んだ一連の特別な教育的配慮のシステム開発の構想と実践は、子どもに最適な教育を準備し、子どもの多様な生活と教育の貧困の改善・解決をめざすという意味において、今日の「子どもの貧困」の克服をめざす過程においても現代的示唆を有していると考えられる<sup>1</sup>。

さて、鈴木が最初に「個性の差」に応じた実践を試みたのは、1905（明治38）年に大阪府師範学校附属小学校に教諭兼訓導として着任した翌1906（明治39）年に開設した「特別教室」である。この当時日本は二度の国際戦争に「勝利」し、政府高官のなかに国民創出の強い合意を生んだほか、資本主義経済の進展による国際間の緊張は郡・区あるいは村や町の指導者層も含めて一般の人々の間にもその合意を生んだ時期であった。そして1900（明治33）

\* 白梅学園大学子ども学部、東京学芸大学大学院連合学校教育学専攻科博士課程発達支援講座修了

\*\* 東京学芸大学（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

年の第三次小学校令によって小学校教育は一気に拡大し、「小学校教育が国民教育としてすべての階級・階層に普及するメカニズムとして、またそれが個人と国家の象徴的結合を創出するメカニズムとして、十全に機能することとなった」<sup>2</sup>。

こうして当時の小学校教育は「同一地域の子どもが同一の小学校にて同一の教科内容を学ぶシステムとして確立していった」<sup>3</sup>が、実際には児童労働、貧困、疾病等による不就学児・学業不振児が多く存在し、彼らは国民教育から取り残される存在となっていた。鈴木はこうした学業不振児への教育を「国民教育中の一大問題」であると明確に認識し、「特別教室」における実践はそのような子どもを一時的にとりだして個別指導を行うことにより、再び元の学級で学んでいく素地を取り戻す試みであった。すなわち国民教育の流れに乗れず埋もれていた子どもに目を向け、「個性の差」に応じながら国民としての育てなおしを行っていたと捉えることができる。

これらを踏まえ本稿では、20世紀初頭大阪の小学校教育を対象に、当時の小学校の学級経営・教授法・環境整備等の実相について検討し、のちに関一大阪市政において視学も務める鈴木が当時の小学校教育と子どもの現実とどのように向き合いながら、大阪府師範学校附属小の「特別教室」においていかなる実践を行ったのか、またそれが文部省の教育施策にどのように反映されたのかについて明らかにすることを目的とする。

## 2. 明治期における学級制の成立と過大学級問題への対応

まず明治期における小学校教育の中心的課題であった過大学級問題についてみていくこととしたい。1891（明治24）年11月に文部省令第12号「学級編制等ニ関スル規則」が定められ、これは学級編制に関する最初の基準であった。この基準によって、学級とは「一人ノ本科正教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教授スヘキ一団ノ児童」を指すと定められ、市町村立尋常小学校の場合、1学級70人未満の場合は正教員1人で対応し、70人以上になると本科准教員が1名加配されると規定された。これによって、同一集団を基礎とする一斉教授体制が制度上の整備をみることとなった。

1907（明治40）年の小学校令一部改正では、地方財政に大きな負担増となる懸念のなかで義務教育年限が4年から6年に延長された。年限延長に伴う学級数の増加と教員数の問題について、当時の文部次官澤柳政太郎によって代用教員や准教員を活用すればよいとの見解が示され、現場は「市町村の経費節約に努め、学級の統廃合あるいは二部教授の実施を奨励」することで対応を求められたのである<sup>4</sup>。

東京高等師範学校附属小学校では1904（明治37）年4月から二部教授の試みが開始され、同年9月には高等科の「全日教授」と尋常科の二部教授を組み合わせた実践が行われた。そして二部教授を実施した結果として、①教授に関して、②学年の組み合わせ、③時間の減少に伴う影響、④児童の活動の状況、⑤教員の疲労、⑥訓練、⑦必要な設備について検討・報告がなされた。その結果、教授法では複式学級用教科書の編纂を希望する声が多く挙がり、また複数学年の児童が同時に学習する際の教科の組み合わせ方にも多くの困難が指摘された。一方で教員の疲労については、開始当初は大きかったものの、月日を経るに従い教員の熟練も進み、子どもとの関わりもまたしたことなどによって軽減されていったとされた<sup>5</sup>。

神奈川県戸部尋常小学校は人口増加の著しい横浜市にあり、学齢児童の増加による教室不足を増築等では解決しきれず、やむを得ず二部教授を開始した。その結果、経済上の観点からは「教員養成費用を減ずること」「校舎の増築及び器械器具費の節減」という利点があげられたが、一方で、短時間による十分な教授・訓練が望めないなど「教育上の効果は必しも経済上の利益と伴ふものにあらざることを忘るべからず」とされた<sup>6</sup>。

このように児童急増の中で対応は困難をきわめ、限定された条件と過重労働のなかでかろうじて教授が実施された。しかし、准教員・代用教員を含めた1学級1教員の教育よりも「優良ナル教員」による二部教授のほうが教育効果において優れているという考えが文部省内に根強く存在し、二部教授は強力で推進されていた。またこの考えも経費削減を後押しする重要な要素であり、日露戦争の勃発で地方財政が大幅に緊縮された1904（明治37）年、兵庫県では正規資格のない多くの教員が二部教授推進のもとで休職退職を余儀なくされた<sup>7</sup>。

### 3. 大阪府・市における小学校教育の実相

前述の第三次小学校令によって、義務教育（尋常小学校）を4年間に統一することや授業料を徴しないことなどが原則とされた。また将来的な義務教育年限の延長の布石として、2年制の高等小学校を併置する尋常高等小学校の設置が奨励された。1907（明治40）年には義務教育年限が6年に延長されることが決まり、翌年から実施された。これによって尋常小学校6年、高等小学校2年の形式が定まり、六・二制の尋常高等小学校が一般化していった<sup>8</sup>。

大阪市域の小学校数は、市部・郡村部ともに尋常高等小学校が増加している。市部では、尋常高等小学校の増加は1921（大正10）年頃までは1897（明治30）年の市域編入地での増加が目立つ。同地域では合併以前の旧町村を単位に学区を設けていたので、尋常小学校への高等科の設置が早くから進んだ。逆に旧四区では尋常小学校と高等小学校は学区を異にしていたため、高等小学校の設置が進んだ。しかし旧四区でも1921（大正10）年から尋常小学校への高等科設置が進み、高等小学校は姿を消していった（表1）。

表1 大阪市および西成郡・東成郡の小学校数の推移

年度	大阪市			西成郡			東成郡		
	尋常	尋常高等	高等	尋常	尋常高等	高等	尋常	尋常高等	高等
1899 (M32)	51	11	5	20	1	2	20	2	1
1901 (M34)	50	14	13	15	5	2	18	3	1
1903 (M36)	57	15	16	15	5	2	21	1	3
1905 (M38)	57	17	17	15	5	2	22	-	4
1907 (M40)	61	18	18	14	6	2	22	-	4
1909 (M42)	66	17	11	13	6	3	20	3	2
1911 (M44)	71	17	8	12	9	1	16	7	1
1913 (T2)	70	20	8	13	10	1	17	7	1
1915 (T4)	70	22	8	16	10	1	19	7	1
1917 (T6)	72	22	8	19	10	1	19	7	1
1919 (T8)	78	36	8	15	15	-	20	10	1

（『大阪府統計書』『大阪市学事統計』より作成）

大阪市の就学率は、1899（明治32）年までは全国平均値を上回ったが、翌年以降からは下回った。府下では常に就学率が高位にあった大阪市も、1907（明治40）年からは全国平均値を下回り、1911（明治44）年からは府下でもっとも低位となった。この時期は市域編入の地域を中心に新しい労働人口が増加し、同時に日露戦争後の貧困に苦しむ層が増加したことが背景にあった。

1907（明治40）年、事態を重く見た大阪府は「学齡児童就学及家庭教育等ニ関スル細則」（府令第10号）、「学齡児童就学ニ関スル規程」（訓令第1号）、「簡易就学ノ方法」（訓令第2号）を制定し、市町村における就学義務を厳格化、同時に夜間授業・通常時間外授業などの実施を指示した。これを機に、大阪市域を中心に夜間授業が増加した。市部での夜間授業の実施は、1906（明治39）年は17校804人だったが、1908（明治41）年には30校1,670人、1912（大正元）年には31校3,473人、1921（大正9）年には55校4,928人にのぼった<sup>9</sup>。

大阪市における当時の学齡児童の就学状況を見てみると以下のように不就学数の増加も顕著となっていること、就学率も全国平均を常に下回る状況であったことが伺える（表2・表3）。

1903（明治36）年の小学校令施行規則改正において二部教授の実施要件が定められた。二部教授とは、児童の一部または全部を午前と午後の二部に分け、一人の正教員によって教授する授業編制をいう。この編制は1900（明治33）年の小学校令施行規則では「半日小学校」と呼ばれていた。法規上で二部教授の語が使用されたのは1903（明治36）年の同規則改正からであり、二部教授の実施要件を、①一学級に本科正教員一人を置くことができないとき、②児童を同時に収容する校舎がないとき、③児童の就学上または教授上、特別の必要があるときと定めている<sup>10</sup>。

大阪府では1904（明治37）年に、「二部教授ノ学級編制ニ関スル件」（訓令第10号）を示達し、開設についての手続きを示した。教育費の節減を図ろうとする政府の動きもあり、大阪府師範学校附属小学校では1904

表2 大阪市学齢児童の就学数と不就学数の推移

年度	1904年度	1905年度	1906年度	1907年度	1908年度
就学者(人)	77,751	77,753	79,588	88,570	96,276
不就学者(人)	2,258	2,469	3,661	4,282	3,545
年度	1909年度	1910年度	1911年度	1912年度	1913年度
就学者(人)	97,550	102,495	103,363	104,427	104,086
不就学者(人)	4,021	6,365	6,044	5,724	7,252

(『大阪府学事年報』より作成)

(明治37)年4月から尋常科1,2年生を対象に教授法の研究を開始した。公立小学校では、西成郡今宮尋常小学校、東成郡生野尋常小学校が早くから二部教授を実施しており、ともに尋常科1,2年生が対象とされた。今宮小学校の場合、前部は朝8時から10時、後部は午後1時から4時までとされた。

大阪市では1907(明治40)年の時点で18校が二部教授を実施しており、うち17校が1897(明治30)年の市域編入地域であった。大正期に入ってさらに増加し、1915(大正4)年度に一度減少したものの、翌年には再び増加した(表4)。実施校は明治期と同様に市域編入地域が多く、これは児童数の急激な増加に対して収容校舎等の準備が間に合わなかったことによる。

表3 大阪市における就学状況の推移

年	大阪市		大阪府 就学率(%)	全国 就学率(%)
	学齢児童数(人)	就学率(%)		
1899年	75,253	85.7	77.1	72.8
1901年	76,246	90.8	87.6	88.1
1903年	76,915	95.2	90.9	93.2
1905年	80,320	96.9	93.3	95.6
1907年	92,850	95.4	93.9	97.4
1909年	101,161	96.0	96.3	98.1

(『大阪府統計書』『大阪市学事統計』より作成)

表4 大阪市および西成郡・東成郡における二部教授実施状況

年度	大阪市			西成郡			東成郡		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	児童数
1914 (T3)	20	146	8,538	…	…	…	…	…	…
1915 (T4)	18	148	8,828	…	…	…	…	…	…
1916 (T5)	23	209	15,547	…	…	…	…	…	…
1917 (T6)	31	242	15,428	…	…	…	…	…	…
1918 (T7)	31	314	19,848	…	…	…	…	…	…
1919 (T8)	45	416	25,460	…	…	…	…	…	…
	29	225	13,717	8	51	3,427	7	50	3,371
1920 (T9)	35	311	16,699	…	…	…	…	…	…
	21	156	8,923	5	24	1,626	8	51	3,474
1921 (T10)	36	313	18,844	…	…	…	…	…	…
	28	254	13,491	6	60	3,133	7	86	6,332
1922 (T11)	26	252	14,038	…	…	…	…	…	…
	15	109	5,842	-	-	-	4	16	1,059
1923 (T12)	16	120	6,222	…	…	…	…	…	…
	13	90	5,217	1	4	295	3	18	1,256
1924 (T13)	16	146	8,172	…	…	…	…	…	…
	15	117	5,957	2	12	714	4	28	1,545
1925 (T14)	26	156	8,459	…	…	…	…	…	…
	41	254	10,237	3	14	840	7	36	2,035

(1919年度以降、上段は年度初め調査、下段は年度末調査。“…”は不明。『大阪府統計書』『大阪市学事統計』より作成)

#### 4. 鈴木治太郎と大阪府師範学校附属小「特別教室」の実践

鈴木は1905（明治38）年、当時大阪府師範学校教頭であった村田宇一郎の要請により大阪府師範学校教諭兼訓導に就任する。そして翌1906（明治39）年に「児童ノ成績ヲ調査シタル結果非常ニ不進歩ノ児童アルヲ發見」し、「其原因ヲ稍々精密ニ攻究シ之ニ応スル特別方法ヲ工夫スルノ必要ヲ切實ニ感スルニ至」って「特別教室」を開設して実践を1年間行った<sup>11</sup>。

鈴木は「現今ノ如キ学級教授（数十人ノ児童ヲ一人ノ教師カ教授スル仕方）ニ於テ陥リ易キ弊害」として「児童ノ個人性ニ満足ヲ与フル教育方法ヲ施ス能ハサルニ在リ」と、従来の一斉教授法・過大学級では児童一人ひとりへの個別対応が困難であることを指摘している。とくに「劣等生」に対しては「半知或ハ不了解ノ智識ヲ受ケツ、進ムヲ以テ其人格ニ悪シキ影響ヲ及スコト非常ニ大ナリ」であるとし、そのような児童を特別教室に集めて特別な教育的対応を施したのである<sup>12</sup>。

この実践は『官報』（1907）に掲載されたほか、「教育病理治療学上甚た有益」であるとして『児童研究』（1907）に、さらに「該論文ガ精神病理学ノ参考トシテ有益」であるとして『神経学雑誌』（1909）にも掲載され、鈴木の実践が一躍世に広まることとなった。そこで実際に官報に掲載された内容を追いながら、特別教室の実践についてみていくことにする。

1907（明治40）年8月22日付官報の「学事」欄にて「小学校児童取扱方実験報告」と題して掲載され、その冒頭には「大阪府師範学校教諭兼訓導鈴木治太郎ノ調査ニ係ル同校附属小学校ニ於ケル児童取扱ニ関スル実験報告ニ付キ大阪府ヨリ左ノ如ク申報アリ（文部省）」と記されている<sup>13</sup>。この報告はその後8月26日付、27日付と計3回に分けて掲載される大部なものであり、報告の全体構成は表5のようになっている。

表5 劣等生取扱ニ関スル実験報告 要目

---

第一	諸言
第二	劣等生ト為リタル原因及該児童心身現状ノ調査
一	調査方法
二	調査期間
三	調査結果一覧
第三	調査結果の考察及之ニ対スル教育方法
一	個人的考察及其個人ニ対スル特殊的教育手段
二	共通的教育方針
三	本校ニ於ケル現今ノ取扱方法
	1, 特別教室
	2, 教授事項
	3, 時間割
	4, 教授ノ準備及其実際
	5, 其他ノ注意
第四	経験上ヨリ見タル効果
一	教授ニ対スル児童ノ精神的反応
二	学科成績
第五	将来ノ希望
一	特別学級ヲ設サルトキノ弊及該学級設クル必要
二	取扱方法ニ就キテ
三	一人ノ教師カ扱フヘキ人員ニ就キテ
四	教師ニ就キテ
五	其他ノ希望ニ就キテ

---

（鈴木治太郎（1907）小学校児童取扱方実験報告、『官報』第7245号，p.465より作成）

鈴木はまず「劣等生教育」の第一段階として「劣等ナル原因及其児童ノ心身ノ現状ヲ出来ルタケ精密ニ調査」することを挙げ、実態把握の重要性と難しさについて「均シク劣等ト云フモ先天的ノ原因ヨリ来ルアリ後天的ノ操行ヨリ来ルアリ或ル心身ノ事情ニ欠損アリテ来ルアリ其原因ハ個人ニ依リテ皆事情ヲ異ニシ決シテ一概ニ予定シ得ヘキモノニアラス」と述べている<sup>14</sup>。

児童実態把握の視点として「感覚器関及精神作用ニ関スル調査」「遺伝及身体事情ニ対スル調査」「児童ノ圍繞及教育ニツキテ」の三つを挙げており、以下にその細目を示す(表6)。

表6 「児童ノ心身現状調査」における項目一覧

感覚器関及精神作用 ニ関スル調査	視覚, 聴覚, 皮膚感覚, 筋覚, 味覚, 嗅覚, 気分, 運動状態, 注意状態, 認知力, 記憶, 想像, 思考作用, 感情, 意志, 気質, 習慣及ビ操行, 学科好嫌ノ順序, 学科ノ成績ノ順序, 児童ノ図画, 発音。
遺伝及身体事情ニ対 スル調査	遺伝ニ就テ, 結婚ニ就テ, 妊娠分娩ニ就テ, 幼時ニ於ケル児童ノ取扱方, 分娩後ノ発育状態, 生後ノ病的状態, 本人ノ健康状態, 睡眠状態, 栄養状態, 兄弟。
児童ノ圍繞及教育ニ ツキテ	自然及社会ニ就テ, 家庭, 学校。

(鈴木治太郎 (1907) 小学校児童取扱方実験報告, 『官報』第7245号, pp.581-585 より作成)

これらの項目にもとづいて調査を行い、「其原因事情ニ応スル様ニ救済」を施していった<sup>15</sup>。「感覚器関及精神作用ニ関スル調査」における「認知力」とは、項目群をみると、①鈴木の児童把握の視点が非常に多岐にわたっていること、②学業成績のみではなく「注意状態」「記憶」といった当時の心理学的観点に基づく把握も取り入れられていること、③「児童ノ圍繞」として家庭環境などの環境面においても詳細な把握がなされていることなどが特徴といえる。

この調査は1906(明治39)年4月から開始された。当初は感覚作用および認知作用に関するいくつかの項目を設定していたのみであったが、「漸次日ヲ経ルニ從ヒ諸方面ニ関スル調査ノ必要ヲ感シ」るようになり、「感シタル都度調査項目ヲ補」っていった結果、最終的に同年10月頃に前述の項目として完成した<sup>16</sup>。実際に『官報』に掲載された検査結果表の一部を図1に示す。

#### 4. 1 「特別教室」の対象児童

特別教室の教育対象になった児童は、男子3名、女子4名の計7名である。以下、この7名の児童の入級時の特徴について整理していく。

- ①T男児(満12歳):「両親ノ精神劣等」, 父親は酒を非常に好んだ。生後すぐに「頭脳ニ関係スル病」に罹ったが、現在異常は見られない。注意状態は散漫で、記憶や思考等「知的作用ノ複雑ナルモノ」に関しては「其ノ劣等ナルコト先ヅ白痴状態」<sup>17</sup>。算術は「全ク数ノ観念ナク」, 「機械的ニ四ツマテ数ヘ得シモ其レ以上ハ不確定」であった<sup>18</sup>。
- ②K女児(10歳3ヶ月):「両親ノ病的状態」がK児を「薄弱ナラシメ」た。また「周囲ノ人々ヨリ所謂馬鹿扱ヲセラル、傾」もあり、K児自身が「自信ヲ失ヒ」「本人ヲシテ益々劣等ナラシムル」点が見られた。思考作用は「非常ニ劣等」であり「意志薄弱ニシテ断行力ニ乏シ」かった<sup>19</sup>。算術は29まで数えられ「十以内ノ加減未タ不完全」であった<sup>20</sup>。
- ③H女児(9歳11ヶ月): 家族が酒を非常に好んだ。また両親をはじめ病気を患っているものが家族内に多く、加えて両親が血族結婚ということも「H児ヲシテ身体ヲ弱カラシメ、精神生活ヲシテ劣等ナラシメ」ている<sup>21</sup>。注意状態や思考作用に関しては「普通児ニ劣レリト云フ程ニハアラズ」, 自信の低さが「劣等」の度を高めていると指摘。算術は79まで数えられ、10以内の加減であれば可能であった<sup>22</sup>。
- ④N男児(10歳5ヶ月):「家庭ニ於テ馬鹿扱ヲセラル、事情」があった。感覚器官の作用については「T児ニ類シテ尚夫ヨリ甚ダシキ」ものであった。また「脳ニ鬱血スル傾向」が見られる。精神作用が全般的に「劣等」で「其イヅレニ大欠損アリト云フコト」は認められなかった。算術は20まで数えられ、九九は



7人に見られる特徴として、良好とはいえない家庭環境が共通して挙げられる。鈴木は個別把握の際に、児童の学習状況と家庭状況との密接な関連性を重視し、学業不振の問題を本人の問題にのみに関連づけていなかった。外側から受ける様々な影響も十分に把握することで、成績が「非常ニ不進歩」である原因を児童に一面的に還元することを避けたものと思われる。またT児やN児のように知的障害の傾向を有する児童もいれば、S児のように算術のみに困難をもつ児童もおり、「特別教室」の対象児の状況が多岐にわたっていた。

#### 4. 2 「個性の差」への対応の実際

以上のような調査結果にもとづき、鈴木は児童一人ひとりの状況に応じた個人的方案を以下のように作成していった<sup>31</sup>。

- ①T男児：「注意ヲ一点ニ集ムル練習」「発音ノ練習ヲナス」。
- ②K女児：「最モ温ク児童ニ接シ」て「自信ヲ恢復スル」、「愉快ナル遊戯ヲ奨励シテ、快活ナル心情ノ惹起ヲ努ムル」「特ニ身体方面ニ留意スル」「注意ノ練習」「発音矯正」。
- ③H女児：「身体ノ健康ニ注意シ、栄養状態ヲシテ充分ナラシムル」「教フル分量ト程度トヲ出来ルダケ引下ゲ、特ニ成功ノ興味ヲ感ゼシムル」「自信ノ恢復ヲ図ル」。
- ④N男児：「身体ノ健康ニ注意スル」「感覚器ノ練習ヲ努ムル」「発音矯正ヲ図ル」「注意集中ノ練習ヲナス」。
- ⑤S女児：「操行ニ注意シ、大ニ謹慎シテ学バス習慣ヲ得シムル」「教科ノ後レタルトコロヲ復習シテ、恢復ヲ図ル」。
- ⑥U男児：「操行ヲ謹慎セシメ、努力シテ学ブ習慣ヲ得シムル」。
- ⑦SU女児：「発音ノ矯正ニ注意スル」「注意力養成ヲ努ムル」。

以上が鈴木の個別対応策であるが、「父兄ト共力」しながら児童の健康状態や児童の置かれている環境に応じた配慮も行っている。また特別教室全体の「共通的方案」として、①「個人的ニ其事情ニ応ズル様ニ教養スル」、②「動作ニ訴ヘテ理解セシムル」、③「教フル事柄ハ、本人ノ程度ヨリモ稍低過グルカト思ハル、位マデニ引下ゲ、興味アル形ニテ、反復練習ニ重キヲ置ク」、④「感覚練習ニ重キヲ置キ、出来ル丈実物的具体的ニ教授スル」、⑤「極メテ温キ情ヲ以テ児童ニ接シ、ヨロシク其劣等ナル所以ノ原因ニ深く同情」する、⑥「出来ル丈平易ナルモノヨリ始メ、成功ノ興味ヲ感ゼシメ、自信ヲ持タシムルニ努メ、自暴自棄ノ弊ニ陥ラザル様ニ注意スル」ことの6点を挙げている<sup>32</sup>。この共通方針でも「個人的ニ其事情ニ応」じたり「極メテ温キ情」をもつことなど、児童一人ひとりの多様な困難を柔軟に、包括的な視点で捉える姿勢が見られる。

この方案にもとづき1年間の実践が行われたが、対象児童にはどのような影響や効果があったのだろうか。鈴木は「教授ニ対スル児童ノ精神的反応」を報告しているが、それによると4月に「特別教室」に来たばかりの頃は、①「T児S児ヲ除ク外ハ一般ニ萎縮シ」、②「教師ノ問ニ対シテモ能ク答ヘ得ル程度ノ事モ躊躇逡巡シ」、③「何ヲ言フモ殆ト無言ノ有様」であり、普通教室（通常学級）にいた時と同様に、子どもには自信がなくて萎縮している様子などが伺える。

ここから「温愛ノ情ヲ以テ接シ諄々訓ヘタル結果」、①学びに対して「少シツ、面白ミヲ感シカケ教師ノ問ニ対シテモ喜ヒテ答ヘ」、②「一般ニ快活ノ傾向ヲ帯ヒ来リ特別教室ニ来ルコトヲ喜フニ至レリ」、③普通教室にて「他ノ児童等ト略々同一ノ成績ヲ得ルトキハ自ラ自信ヲ回復スルコト」も見られ、鈴木は「兎ニ角薄弱ナカラニモ教師ノ教授力ニ対シ児童ノ精神カ活動ヲ始メ乗り気ニナリテ進行スルニ至リタルハ確ニ特別教授ノ功果ナリト信スル」に至ったのである。また対象児童の多くが「本年後半期頃ニ至リテハ帰宅後自働的ニ計算ヤ石盤ニ文字ナトヲ書クコトニ幾分親シ」んでいるという保護者からの報告もあり、学業面でも児童に変化が生じていたことがわかる<sup>33</sup>。

各児童の算術の学力の進歩・向上については次のようにまとめられている。例えばT児の場合、当初は「全ク数ノ觀念ナク」の状態であったが「六ツマテノ実物ニ対スル数ノ觀念略々明ニ」なっている。またU児は「除法ハ全ク其意義ヲ解セサリキ」であったが「万未満筆算除法ノ準備トシテ暗算ニテ行フモノ出来得ルニ至レリ」となっている（表7）。こうした個別的指導を経てどの児童も一定の進歩が見られ、鈴木は「特別学級ノ制ヲ設クルノ必要ヲ切実ニ感スル」に至ったのである<sup>34</sup>。

表7 U児の進歩の様子

四月当時ノ成績	
(一)	加法ハ二位数ニ於テ其一位数カ十以上ト為ル計算ハ全ク為シ得サリキ
(二)	減法ニ於テハ上位ヨリ借り来ルモノハ為シ得サリキ
(三)	乗法ノ九々ハ過半之ヲ知ル然レトモ其意義ハ全ク解セサリキ
(四)	除法ハ全ク意義ヲ解セサリキ
四月以後ノ進歩	
四月二十三日	百以内ノ加減完全
五月十二日	百以下ノ乗法可ナリ
七月十二日	百以下ノ除法可ナリ
七月十六日	千以内ノ数ノ数へ方, 書き方可
七月二十三日	千以内ノ加法可
七月二十九日	千以内ノ減法可
十月三十一日	万未満ノ数ノ加法可ナリ
十一月八日	段別ノ名称加法可
十一月二十八日	万未満ノ数ノ減法可
十一月二十九日	段別ノ減法可
十二月二十二日	万未満ノ数, 乗数二位以上ナル乗法可
一月二十九日	筆算ノ乗法復習可
二月二日	万未満ノ数ノ加減乗応用問題可
二月一八日	万未満筆算除法ノ準備トシテ暗算ニテ行フモノ出来得ルニ至レリ

(鈴木治太郎 (1907) 小学校児童取扱方実験報告, 『官報』第7249号, p.610より作成)

#### 4. 3 特別教室における実践の特徴と意義

鈴木の「特別教室」における特別な教育的配慮の実践の特徴と意義は、以下の4点にまとめることができる。

第一に、児童一人ひとりの「個性の差」に応じた実践を試みていることが挙げられる。鈴木が一貫して述べている「個性の差」への対応とは、児童の生理・病理的側面や成績面のみを取り出し、「対症療法的」に対応していくものではなく、児童の性格や家庭環境を含めた児童への総合的な教育的配慮を実践していたところに大きな意義を見出すことができる。

第二に、「特別教室」の対象児童は学業不振のほか、各種の家庭環境の困難や「トラホーム」などの疾患を有していたり、また児童の発育レベルも多様であったが、「特別教室」は学業成績の向上だけでなく、児童の心理面・健康面にも十分に配慮しながら、困難をもつ児童の学校生活を支援する拠点であった。

第三に、鈴木は通常学級と「特別教室」の関係について「全ク別者扱ヲ為シテハ之カタメニ却テ是等児童ノ人格心情ニ面白カラサル傾向ヲ発セシムル」と考え、双方を完全に分離することはせず、「遊戯、唱歌、手工、修身ナトニ就キテハ他ノ児童ト共ニ遊ハシ共ニ学ハシムル」ことを奨励している。「算術国語ノ時間ノミ特別教室ニ来ラシメ」て、その他はなるべく元の学級で学ばせるという今日の「通級による指導」にも通じるような実践も特徴的である。実際に鈴木が作成した7人の時間割は以下の通りであり(表8)、「出来ルタケ同一ノ時間ニ程度ノ異ナル児童カ澤山入り来ラサル様」に工夫された<sup>35</sup>。

表8 「特別教室」の時間割

	月	火	水	木	金	土
1		U, T, S	U	U, K, SU	SU, K, U, S, T	T, S
2	SU, K, H, N, T	U, K, H, N, T	S, T	H, N, T, S	T	U, K
3	U		N, T		H, N	U
4	T	N	U, K, T	N, T	T	N, T
5	N		H, N		N	

(鈴木治太郎 (1907) 小学校児童取扱方実験報告, 『官報』第7249号, p.609より作成)

第四に、鈴木は児童の調査結果は全て個別のカルテともいべき詳細な表を作成して、子どもの実態把握に余念がなかった。実際の指導においても「成績簿」を作成して「進行ノ蹟ヲ具体的ニ記シ各個人ニ就キテ実際ノ成績ヲ明ニ」し、さらに「参考簿」として「教授中、遊戯中ニ該児童ノ精神状態ニ就キテ観察シタル特殊事実ヲ記入」することで「劣等生観察研究ノ資料ニ充」てていた<sup>36</sup>。

鈴木は、個に応じた教育がなされない場合は、①自分の程度に合わない学びのために「習得スル所極テ少」く、②児童は「学習ノ興味ヲ失ヒ自信ヲ落シ」、③興味を失った児童は「操行悪シクナリ遂ニ真面目ニ事ニ従ハサル」ようになるなどの「弊害」が生じるとして、「特別教室」の実践を通して「現在の小学校教育」の問題点を改めて指摘したのである。

このようにして鈴木は画一的な小学校教育から放逐されている子どもの現状に目をむけ、彼らには特別教室のような「個性の差」に応じた教育が不可欠であることを、実践を通して明らかにしたのであり、そのような試みが国民教育に位置づくべきものであることを認識していた。

### 5. 文部省訓令第六号による特別学級の設置奨励

鈴木は特別教室の実践の効果を大阪府・市や政府当局に伝え、小学校教育における特別学級の設置の必要性について強く主張した。前述したように官報の記事の冒頭には「大阪府ヨリ左ノ如ク申報アリ」とあるので、鈴木の進言をもとにして大阪府師範学校教頭の村田から大阪府当局へとつながっていった可能性は十分考えられるといえる。

鈴木の実践は財政的基盤などもなく、倉庫として扱われていた部屋を片付けて開始されたものであった。過大学級・二部教授という現場状況の中で、学業不振児に時間とリソースを割いて教授を行う余裕もなく、個に応じた教育の実施は非常に困難であった。

そうしたなか試験的に開始された特別教室は、学業不振児教育は「国民教育中の一大問題」であるという鈴木木の認識から生じ、通常の学校教育、国民教育のなかに明確に位置づけられるべきものであった。鈴木もこうした実践が通常の小学校にて実施されることを第一に想定しており、「普通ノ小学校ニ斯ル理想ヲ望ムノハ一ノ空想」としつつも、本来であれば「医師の補助」「心理学者、教育家ニモ余程精細ナル学理ニ通シタル者」との協力があってようやく成果を取めることができるとしている<sup>37</sup>。

さて前述のように、学力向上政策の一環として義務教育年限が延長されたほか、教員養成改革を目的として「師範学校規程」が1907（明治40）年に定められた。同時に教員養成機関の改善課題等を示した文部省訓令第六号が出され、課題の一つとして「附属小学校ニ於テハ規程ニ示セル学級ノ外成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル児童ヲ教育センカ為特別学級ヲ設ケ」ることが示され、師範学校附属小学校における特別学級の設置が国策として奨励されたのである。この訓令以後、東京高師附小や広島師範附小を皮切りに特別学級開設がひろがり（表9）、全国的にも1908（明治41）年がピークとなった。

表9 文部省訓令第六号発布前後に設置された特別学級

1906（明治39）年	大阪府師範学校附属小学校
1907（明治40）年	文部省訓令第六号発布 岩手師範学校附属小学校
1908（明治41）年	東京高等師範学校附属小学校 長野師範学校附属小学校 姫路師範学校附属小学校 和歌山師範学校附属小学校 福岡女子師範学校附属小学校
1909（明治42）年	広島師範学校附属小学校
1910（明治43）年	北海道師範学校代用附属円山小学校 岡山女子師範学校附属小学校

（戸崎敬子（2000）『新特別学級史研究』p.34より作成）

訓令第六号における特別学級設置奨励に関する文言の挿入について、川本宇之介は鈴木治太郎の強い請願が作用した可能性を示唆している<sup>38</sup>。鈴木「特別教室」の実践が1907（明治40）年の『官報』に掲載されたことから、「成績不良児」問題の解決策として政府当局も特別学級の有効性と推進の必要性を強く認識していたと考えられる。文部省はさらに1908（明治41）年2月に「劣等児童取扱方法」に関する調査を各府県知事に向けて実施し、「劣等児」識別の方法や学級編制方法、教授時数等について実態把握を試みている。

このようにして、過大学級や「成績不良児」問題を改善する取り組みの一環として特別学級が位置づき始めた。対象児童の選定方法等は試行錯誤の段階であり、各学校によって認識も疎らであったが、教育の個別化が国の教育施策として位置づけられたことの意義は大きいと言える。

## 6. おわりに

本研究では、20世紀初頭の小学校教育における過大学級問題を検討対象とし、そのなかで鈴木治太郎が大阪府師範学校附属小特別教室において学業成績不良児の「国民化」のためにどのような教育的支援を実施し、その後の教育施策にどのように反映されたのかを明らかにしてきた。

鈴木「特別教室」の実践は、限定的・試験的に実施されたものであったが、成績不良とされた児童を国民教育に再度のせていくにあたって一定の効果をみせるものであった。

当時の過大学級・二部教授問題の中で学業成績不良児への個別的配慮はほとんどなされない状況であったが、鈴木「特別教室」の提起は、小学校において教師が実施できることを前提としており、『官報』にも掲載されて関係者に広く知られることとなった。その後すぐに文科省は訓令第六号によって師範学校附属小における特別学級の設置を奨励し、各地の師範学校附属小に特別学級が設置されていくこととなった。

さて今後の課題であるが、各師範学校附属小で順次開設された特別学級の教育内容、児童の実態、開設後の変遷について明らかにする必要がある。その作業の中で、大阪府師範学校附属小の特別教室の位置づけをいっそう明確にできると考える。また、当時の多様な個性教育論の動向を踏まえながら、鈴木「特別教室」の提唱した「個性の差」に応じた教育の意義について捉えなおす作業も必要である。

## 註

- ①石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—, 博士（教育学）学位論文, 東京学芸大学, ②高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と特別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』緑蔭書房, ③高橋智・前田博行・石川衣紀編（2010）『〈史料・日本近代と「弱者」第1集〉特別支援・特別ニーズ教育の源流—鈴木治太郎の教育改革と適能教育論—』全9巻, 緑蔭書房。
- 西川長夫（2012）『国民国家論の射程—あるいは<国民>という怪物について [増補版]』柏書房。
- 清川郁子（2007）『近代公教育の成立と社会構造—比較社会論的視点からの考察』世織書房。
- 志村廣明（1998）『日本の近代学校における学級定員・編制問題—過大学級、二部教授問題を中心として—』大空社, p.52。
- 同上, pp.154-156。
- 同上, pp.140-144。
- 同上, p.69。
- 新修大阪市史編纂委員会編（1994）『新修大阪市史』第6巻, p.713。
- 同上, p.715。
- 同上, p.717。
- 鈴木治太郎（1907）小学校児童取扱方実験報告, 『官報』第7245号, p.465。
- 同上, p.465。
- 同上, p.465。
- 鈴木治太郎（1907）小学校児童取扱方実験報告, 『官報』第7249号, p.610。
- 鈴木治太郎（1908）学業成績不良児童ノ原因調査及ビ之レニ対スル教育的治療意見, 『神経学雑誌』第6巻11号, pp.10-

39。

- 16 鈴木治太郎 (1907) 小学校児童取扱方実験報告, 『官報』 第7248号, p.580。
- 17 前掲15), p.34。
- 18 前掲14), p.609。
- 19 前掲15), pp.34-35。
- 20 前掲14), p.609。
- 21 前掲15), pp.35-36。
- 22 前掲14), p.610。
- 23 前掲15), pp.36-37。
- 24 前掲14), p.610。
- 25 前掲15), p.37。
- 26 前掲14), p.610。
- 27 前掲15), pp.37-38。
- 28 前掲14), p.610。
- 29 前掲15), p.38。
- 30 前掲14), p.610。
- 31 前掲15), pp.34-39。
- 32 同上, pp.38-39。
- 33 前掲14), p.609。
- 34 同上, pp.609-610。
- 35 同上, p.609。
- 36 同上, p.609。
- 37 同上, p.611。
- 38 戸崎敬子 (2000) 『新特別学級史研究』 多賀出版。

20世紀初頭大阪の小学校教育の実相と  
鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践

—— 大阪府師範学校附属小学校「特別教室」の実践を中心に ——

Study on Reality of Osaka Elementary Education in the Early 20<sup>th</sup> Century  
and the Individual Education by Harutaro Suzuki ;

From Practice of Osaka Normal Elementary School Special Class

石川衣紀\*・高橋智\*\*

Izumi ISHIKAWA and Satoru TAKAHASHI

特別支援科学講座

Abstract

In this study, we clarified the Suzuki's special educational considerations for children and its influence to the posterior educational measures through the problem of excessive classes in the early 20<sup>th</sup> century. Suzuki's special educational considerations in Osaka Normal Elementary School Special Class were restrictive and experimental because of limited resources in the elementary school education at the time. However, the considerations had certain and important affects in the engaging children with special educational needs to regular education.

Individual education for children were not made in situation of excessive classes and half-time school system at the time, but Suzuki's practice of Osaka Normal Elementary School Special Class that the regular class teachers could enforce was reported in the Official Gazette, and had been a nationally recognized. After that report, the Ministry of Education encouraged the normal elementary school to establish the special classes by the Instruction No. 6 of 1907, and then, the establishment of special class was spread to the normal elementary schools such as the Tokyo Higher Normal Elementary School, the Hiroshima Normal Elementary School.

As the future issues, it is necessary to clarify the actual situation of special classes in the each normal elementary school, and to grasp the significance of the Suzuki's education of "adapted to individuality" examining the individual education theory. Through the works, significance of practice of Osaka Normal Elementary School Special Class would be clarified.

Key words: Harutaro Suzuki, Osaka Normal Elementary School Special Class, Instruction No. 6 by the Ministry of Education

*Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan*

要旨: 本研究では、20世紀初頭の小学校教育における過大学級問題を検討対象とし、そのなかで鈴木治太郎

---

\* Assistant Professor of Shiraume Gakuen University, Ph.D.

\*\* Professor, Ph.D., Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

が大阪府師範学校附属小特別教室において学業成績不良児の「国民化」のためにどのような教育的支援を実施し、その後の教育施策にどのように反映されたのかを明らかにしてきた。

鈴木の特別教室の実践は、限定的・試験的に実施されたものであったが、成績不良とされた児童を国民教育に再度のせていくにあたって一定の効果をみせるものであった。

当時の過大学級・二部教授問題の中で学業成績不良児への個別的配慮はほとんどなされない状況であったが、鈴木の提起した特別教室は、小学校において教師が実施できることを前提としており、『官報』にも掲載されて関係者に広く知られることとなった。その後すぐに文科省は訓令第六号によって師範学校附属小における特別学級の設置を奨励し、各地の師範学校附属小に特別学級が設置されていくこととなった。

さて今後の課題であるが、各師範学校附属小で順次開設された特別学級の教育内容、児童の実態、開設後の変遷について明らかにする必要がある。その作業の中で、大阪府師範学校附属小の特別教室の位置づけをいっそう明確にできると考える。また、当時の多様な個性教育論の動向を踏まえながら、鈴木の提唱した「個性の差」に応じる教育の意義について捉えなおす作業も必要である。

キーワード: 鈴木治太郎, 大阪府師範学校附属小学校特別教室, 文部省訓令第六号